

江南市物品等電子調達実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、江南市契約規則（昭和54年規則第3号。以下「契約規則」という。）及びあいち電子調達共同システム（物品等）利用規約（以下「利用規約」という。）の規定に基づき、電子入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

(優先順位)

第2条 この要領の規定は、電子入札において江南市入札者心得書に優先する。ただし、この要領に規定のない事項は、江南市入札者心得書の規定を準用する。

(定義)

第3条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) あいち電子調達共同システム（物品等） あいち電子自治体推進協議会が運用する入札参加資格登録から、発注見通しの公表、指名通知、入札・開札、結果の公表等までの一連のプロセスを利用者が、インターネットなどの情報通信技術を利用して行うことを可能とする入札参加資格申請サブシステム、電子入札サブシステム及び入札情報サービスサブシステムの3つで構成されるシステムの総称をいう。
- (2) 電子入札サブシステム あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札に関する事務手続を処理する情報システムをいう。
- (3) 電子入札 電子入札サブシステムを利用して行う入札・開札等の手続等をいう。
- (4) 紙入札 電子入札サブシステムを利用しないで書面により行う入札・開札等の手続をいう。
- (5) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。
- (6) 電子証明書 電子署名法に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行するものであって、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定するものをいう。
- (7) ICカード 電子証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードをいう。
- (8) ID 電子入札に参加しようとする者が、入札参加資格申請サブシステムにより、江南市へ入札参加資格申請を行い、資格認定後交付される識別符号をいう。
- (9) 契約担当者 発注機関において、電子入札サブシステムを利用する入札案件の案件登録から入札結果の公表に至る一連の事務手続を担当する職員をいう。

(10) 電子くじ 電子入札において、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときに、電子入札サブシステムの機能を使用して落札者を決定する仕組みをいう。

(電子入札の対象)

第4条 電子入札の対象となる契約方式は、指名競争入札とする。ただし、市長が電子入札に付することが適当でないとするものは除くものとする。

(電子入札サブシステムを利用できる者)

第5条 電子入札サブシステムを利用できる者は、入札参加資格申請サブシステムにより入札参加資格の申請を行い、資格認定を受けた者とする。

2 電子入札サブシステムを利用しようとする者は、前項の資格認定後、入札参加資格申請サブシステムより交付されるID、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を使用して電子入札サブシステムにログインし、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を変更するものとする。ただし、入札参加資格申請サブシステムにより初期パスワードを変更している場合は、再度のパスワードの変更を要しない。

(ICカードの登録)

第6条 電子入札サブシステムにより入札に参加しようとする者は、電子入札サブシステムにICカードの登録を行わなければならない。

2 電子入札サブシステムにより競争入札に参加しようとする者は、登録済みのICカードが失効した場合又はICカードを更新した場合、次の各号によりICカードの登録を行わなければならない。

(1) 登録済みのICカードが失効した場合 新たに取得したICカードにより再度ICカードの登録を行う。

(2) ICカードを更新した場合 登録済みのICカード及び新たに取得したICカードを用いてICカードの更新の登録を行う。

(ICカードの名義人)

第7条 ICカードの名義人は、江南市の入札参加資格名簿に登録された個人若しくは法人の代表者とする。ただし、代表者から市の入札に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）がいる場合は、受任者とする。

2 ICカードの名義人に変更の事由が発生した場合は、入札参加資格申請サブシステムにより申請内容の変更の手続を行うとともに、前条第2項第2号の方法により新たな名義人のICカードに更新しなければならない。

3 電子入札参加者が、他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又

は参加しようとする等、ICカードを不正に使用した場合、市長は、その者が行った入札の無効、契約解除等の措置を取ることができる。

(案件登録等)

第8条 市長は、電子入札を実施しようとするときは、案件内容等を電子入札サブシステムに登録し、公開するものとする。

(指名の通知)

第9条 市長は、指名競争入札を実施しようとするときは、江南市契約規則第5条第3項に掲げる事項を記載した指名通知書(様式第1)を電子入札サブシステムにより送信するものとする。

2 指名の通知を受けた者は、電子入札サブシステムにより前項の通知書の内容を確認しなければならない。

(入札書の提出)

第10条 入札書の提出方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 入札書の提出方法 入札参加者は、入札受付期間内に入札書(第20条に規定する再度入札にあつては、再入札書。以下同じ。)に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子入札サブシステムにより提出しなければならない。

(2) 入札受付締切日時 電子入札の入札受付締切日時は、指名通知書に記載の日時とする。なお、パソコン等の利用環境により、データ送信に長時間かかることがあるため、余裕を持って入札書の提出を行う者とする。

(紙入札での参加)

第11条 紙入札を希望するものは、入札受付締切日時までに紙入札参加承認願(様式第2)を提出し、紙入札審査結果通知書(様式第3)により市長の承認を得た場合に限るものとする。

2 紙入札での参加が認められる場合は、次の各号のいずれかに該当し、入札手続の進行に支障を生じない場合とする。

(1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中の場合

(2) ICカードの破損等のため再取得の手続き中の場合

(3) パソコン等のシステムの障害の場合

(4) 全各号に掲げるもののほか、入札参加者の責によらない、やむを得ない理由があると認められる場合

3 前項の規定により、紙入札での参加が認められた者は、次の各号に定める方法で紙入札を行う。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

(1) 使用する印鑑 契約の締結及び代金の請求等に使用する個人又は法人の代表者若しくは受

任者の印鑑とする。

(2) 入札書 書面による入札書(様式第4)を利用する。

(3) 締切日時 電子入札サブシステムによる入札受付締切日時と同一とする。

4 紙入札の承認を受けた入札参加者(以下「紙入札参加者」という。)は、承認後の電子入札サブシステムによる手続は認めないものとする。なお、紙入札の承認を受けた入札参加者が承認前に電子入札サブシステムにより行った手続は有効なものとして取り扱う。

(入札の辞退)

第12条 入札参加者が電子入札を辞退しようとする場合は、入札受付締切日時までに電子入札サブシステムにより、市長へ辞退届(様式第5)(第20条に規定する再度入札にあつては、再度入札辞退届(様式第6))を提出するものとする。ただし、紙入札参加者が辞退しようとする場合は、入札受付締切日時までに書面により市長へ辞退届を提出するものとする。

2 入札書を提出し後は、辞退することができない。

(入札の中止)

第13条 市長は、入札を公正に執行することができないと判断される場合は、入札を中止することができる。

2 前項の規定により、入札を中止した場合、市長は、電子入札サブシステムにより案件中止の登録を行うとともに、入札参加者に通知するものとする。

(入札参加資格の失効)

第14条 開札日までに入札参加資格停止の処分を受けた者は、入札参加資格を失う。

2 入札参加資格を失った者が、既に入札書を提出していた場合は無効とする。

(開札予定日等の変更)

第15条 市長は、案件登録の後、特段の事情により入札受付期間又は開札予定日時を変更する場合は、電子入札サブシステムにより変更登録を行うとともに、入札参加者に対し、電子入札サブシステムにより日時変更通知書(様式第7)を送信するものとする。

(開札)

第16条 開札は、当該入札事務に関係のない職員の立会いのうえで、開札予定日時後、速やかに行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認める場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる。

3 紙入札がある場合、契約担当者は、入札価格及び電子くじ番号を電子入札サブシステムに入力した後に電子入札サブシステムにより一括開札を行うものとする。

4 前項の入力は、紙入札書の受付順に行うものとする。

5 入札参加者は、開札への立会いを希望する場合は、立会うことができるものとする。

(電子くじによる落札者の決定)

第17条 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

2 紙入札参加者は、入札書に電子くじ番号(任意の3桁の数字)を記載して提出するものとする。なお、入札書に電子くじ番号の記入がない場合は、契約担当者が入札書の到着順に電子入札システムに任意数字の入力を行うものとする。

(落札者決定の通知)

第18条 落札者を決定した場合は、市長は入札参加者に対し、電子入札サブシステムにより落札決定通知書(様式第8)を送信するものとする。

(保留の通知)

第19条 市長は、開札後ただちに落札者を決定することができない場合は、電子入札参加者全員に対し、電子入札サブシステムにより、保留通知書(様式第9)を送信するものとする。

(再度入札)

第20条 開札をした場合において、入札参加者の入札価格が予定価格の制限の範囲内でないとき(最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札がないとき)は、再度入札を行うことができる。

2 再度入札の入札受付締切日時及び開札日時は、案件ごとに市長が指定し、電子入札サブシステムにより再入札通知書(様式第10)を送信するものとする。

3 再度入札の回数については、2回までの範囲内で案件ごとに市長が定めるものとする。

(不調)

第21条 市長は、落札者がなく不調となった場合は、電子入札参加者全員に対し、電子入札サブシステムにより不調通知書(様式第11)を送信するものとする。

(入札の無効)

第22条 次の各号に該当する電子入札は無効とする。

(1) 入札受付締切日時までに到達しない入札

(2) 電子署名及び電子証明書のない入札

2 同一案件において、電子入札と紙入札による入札書を提出した場合は、いずれの入札も無効とする。

(紙入札参加者への通知)

第23条 紙入札参加者に対する第15条、第18条、第19条、第20条第2項及び第21条の通知は、口頭又は書面等確実な方法により行うものとする。

(結果の公表)

第24条 市長は、電子入札サブシステムにより電子入札を実施した場合は、その結果を入札情報サービスサブシステムに登録し公表するものとする。

(電子入札サブシステムによる提出)

第25条 電子入札サブシステムにより送信された入札書及び辞退届は、電子入札サブシステムのサーバーに備えられたファイルへ記録された時点で提出されたものとする。

2 電子入札参加者は、これらのサーバーへの到達を電子入札参加者の使用するパーソナルコンピュータに表示される受信確認通信画面により確認するものとし、確認後、当該画面を印刷するとともに、保管するようにしなければならない。

(電子ファイルの提出)

第26条 電子入札参加者は、市長へ資料を提出する場合は、原則として電子入札サブシステムの添付機能を利用して電子ファイルにより提出するものとする。

2 前項の電子ファイルの容量は3MBを上限とし、ファイルを圧縮する場合の圧縮形式については、LZH又はZIP形式に限定するものとする。自己解凍方式(EXE形式)は、これを認めない。

3 第1項の電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は別表のとおりとする。

4 電子入札参加者は、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを摘要して資料を作成するものとし、電子ファイルを添付する際には、必ずウイルス感染のチェックを行わなければならない。

5 契約担当者は、電子ファイルへのウイルス感染が判明した場合は、ただちに閲覧等を中止し、ウイルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し警告するとともに、再提出の方法について協議するものとする。ただし、電子ファイルによる再提出は、入札参加者において確実なウイルス駆除が可能と契約担当者が判断するときに限り認めるものとする。

6 電子ファイルによる送信ができない場合については、市長の指示するところにより、郵送又は持参により提出ができるものとする。その場合の提出期限については、特段の定めのない限り電子入札サブシステムによる場合と同一とする。

(障害時等の対応)

第27条 契約担当者は、電子入札に利用する電子機器の障害、天災・広域停電・通信障害によ

るネットワーク障害、その他やむを得ない事情により、電子入札サブシステムの利用が不能となった場合は、次の各号に定めるところにより対応する。

(1) 短時間の障害で、復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見込める場合 必要に応じて、入札又は改札の延期を行い、入札参加者に連絡する。

(2) 重度の障害で、復旧の見込みがない又は電子入札の確実な実施が見込めない場合 紙入札に変更し、入札参加者に電話等の確実な方法で、紙入札に変更したこと及び入札方法等必要事項を連絡する。この場合において、入札書を除く書類の受領が完了している場合は有効なものとして取り扱い、再度の提出は要しない。すでに提出された入札書がある場合は開札せず無効とし、改めて書面により入札書を提出させる。

(その他)

第28条 この要領に定めのない事項は、契約担当課長が取扱いを定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年2月16日から施行する。

別表（第26条関係）

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word	Microsoft Word97以降2003以前のバージョンで作成したWord文書ファイル又はMicrosoft Word2007以降で作成し「Word97-2003文書」形式で保存したファイル
Microsoft Excel	Microsoft Excel97以降2003以前のバージョンで作成したExcelブック又はMicrosoft Excel2007以降で作成し「Excel97-2003ブック」形式で保存したファイル
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ PDFファイル（Adobe Acrobatで作成したもの） ・ 画像ファイル（JPEG又はGIF形式） ・ その他市長が特別に認めたファイル形式

様式第1（第9条関係）

年 月 日

指 名 通 知 書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職名

江 南 市 長

指名競争入札を下記のとおり行いますので、案件内容を確認の上、入札に参加してください。

記

案件番号

調達整理番号

案件名称

質問申請期間 平成 年 月 日 時 分～平成 年 月 日 時 分

同等品申請期間 平成 年 月 日 時 分～平成 年 月 日 時 分

入札受付期間 平成 年 月 日 時 分～平成 年 月 日 時 分

開札日時 平成 年 月 日 時 分

納期（履行期間）

納入場所（履行場所）

備考

様式第2（第11条関係）

紙入札参加承認願

年 月 日

江南市長

住 所
商号又は名称
代表者名

下記の案件について、下記の理由により電子入札サブシステムを利用しての入札参加ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

1	案件名	
2	納入（業務）場所	
3	電子入札で参加できない理由	該当の□にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> ICカードの登録内容変更のため、再取得の途中で <input type="checkbox"/> ICカードの破損のため、再取得の途中で <input type="checkbox"/> パソコンのシステム障害 <input type="checkbox"/> その他

様式第3 (第11条関係)

紙入札審査結果通知書

年 月 日

様

江南市長

年 月 日付けで承認願を提出されました、下記案件への審査結果を通知します。

記

1	案件名	
2	納入(業務)場所	
3	審査結果	紙入札での参加を
		1 承認する (提出場所)
		2 承認しない (理由)

入 札 書

年 月 日

江 南 市 長

入札者 住 所
氏 名

Ⓜ

下記のとおり入札します。

記

金額		円
----	--	---

ただし、下記案件の請負金（納入代金）

1 案件名

2 納入（業務）場所

くじ番号	
------	--

※3桁の数字を記入すること

様式第5（第12条関係）

年 月 日

辞 退 届

江 南 市 長

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名

下記案件に係る入札を辞退します。

記

案件番号
調達整理番号
案件名称
入札執行回数

回目

様式第6（第12条関係）

年 月 日

再 入 札 辞 退 届

江 南 市 長

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名

下記案件に係る再入札を辞退します。

記

案件番号
調達整理番号
案件名称
入札執行回数

回目

年 月 日

日 時 変 更 通 知 書

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名

江 南 市 長

下記案件について、次のとおり日時の変更をします。

記

案件番号
調達整理番号
案件名称
入札執行回数
入札受付期間
開札日時
理由

回目

年 月 日 時 分～

年 月 日 時 分

年 月 日 時 分

様式第8（第18条関係）

年 月 日

落 札 決 定 通 知 書

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名

江 南 市 長

下記案件については、次のとおり、落札者を決定しました。

記

案件番号
調達整理番号
案件名称
開札日時
落札企業名称
落札金額

年 月 日 時 分

円

年 月 日

保 留 通 知 書

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名

江 南 市 長

下記案件については、落札の決定を保留します。

記

案件番号
調達整理番号
案件名称
入札執行回数
理由

回目

年 月 日

再入札通知書

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職名

江南市長

下記案件については、次のとおり再入札を行いますので、入札受付期間内に再入札書を提出してください。

記

案件番号
調達整理番号
案件名称
入札執行回数
入札
受付期間
開札日時
入札最低金額
理由

回目

年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分

年 月 日 時 分

円

様式第 1 1 (第 2 1 条関係)

年 月 日

不 調 通 知 書

案件登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名

江 南 市 長

下記案件については、不調となりました。

記

案件番号	調達整理番号	案件名称	入札執行回数	理由
			回目	